

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2013～2018年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2013年度	875	444	19	13
2014年度	1,033	424	19	12
2015年度	954	490	16	13
2016年度	810	424	14	10
2017年度	1,092	622	17	15
2018年度	993	550	24	35

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2013年度	853	755	88.5%
2014年度	1,014	925	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	793	705	88.9%
2017年度	1,058	951	89.9%
2018年度	949	861	90.7%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。
- (注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。
- (注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2019年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2019年度	688	384	13	27
2019年4月～6月	177	78	2	2
2019年7月～9月	161	87	3	3
2019年10月～12月	152	121	2	14
2020年1月～3月	198	98	6	7
2020年度	570	310	17	9
2020年4月～6月	127	63	8	2
2020年7月～9月	199	110	6	4
2020年10月～12月	132	78	3	3
2021年1月～3月	112	59	0	0
2021年度	492	281	11	42
2021年4月～6月	154	88	1	0
2021年7月～9月	127	83	6	24
2021年10月～12月	132	69	3	17
2022年1月～3月	79	41	1	1
2022年度	134	63	2	3
2022年4月～6月	134	63	2	3
2022年7月～9月				
2022年10月～12月				
2023年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2019年度	662	576	87.0%
2019年4月～6月	170	150	88.2%
2019年7月～9月	153	131	85.6%
2019年10月～12月	146	126	86.3%
2020年1月～3月	193	169	87.6%
2020年度	533	489	91.7%
2020年4月～6月	125	110	88.0%
2020年7月～9月	187	174	93.0%
2020年10月～12月	121	114	94.2%
2021年1月～3月	100	91	91.0%
2021年度	421	375	89.1%
2021年4月～6月	141	129	91.5%
2021年7月～9月	106	91	85.8%
2021年10月～12月	117	105	89.7%
2022年1月～3月	57	50	87.7%
2022年度	47	37	78.7%
2022年4月～6月	47	37	78.7%
2022年7月～9月			
2022年10月～12月			
2023年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

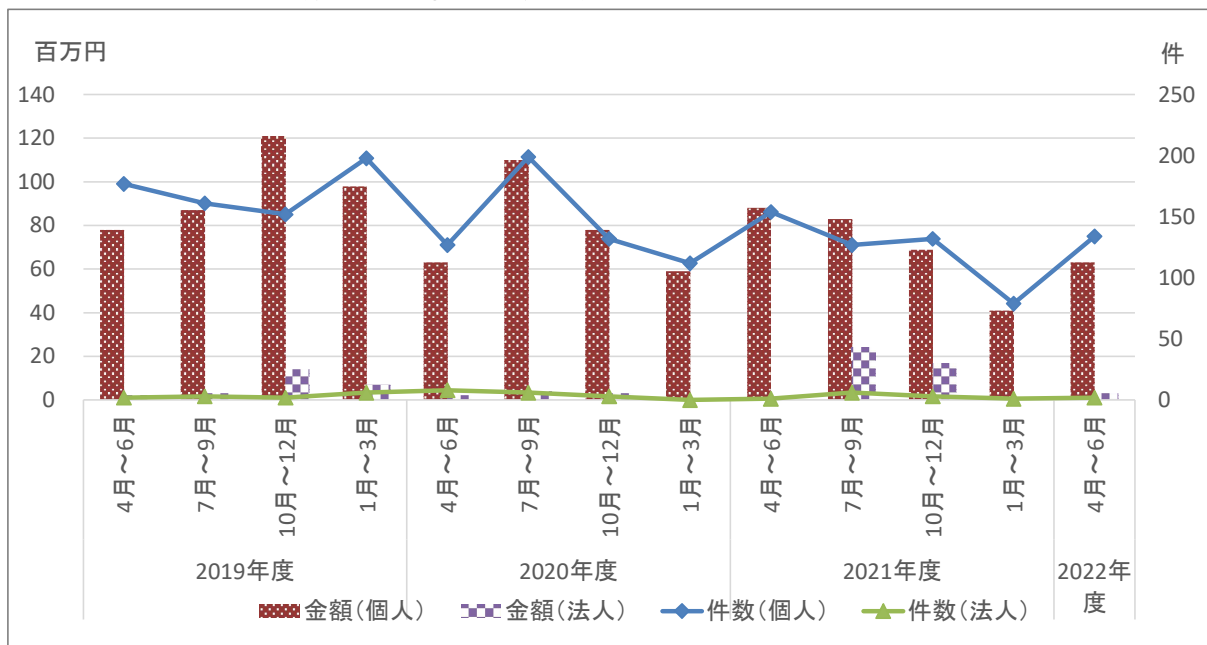
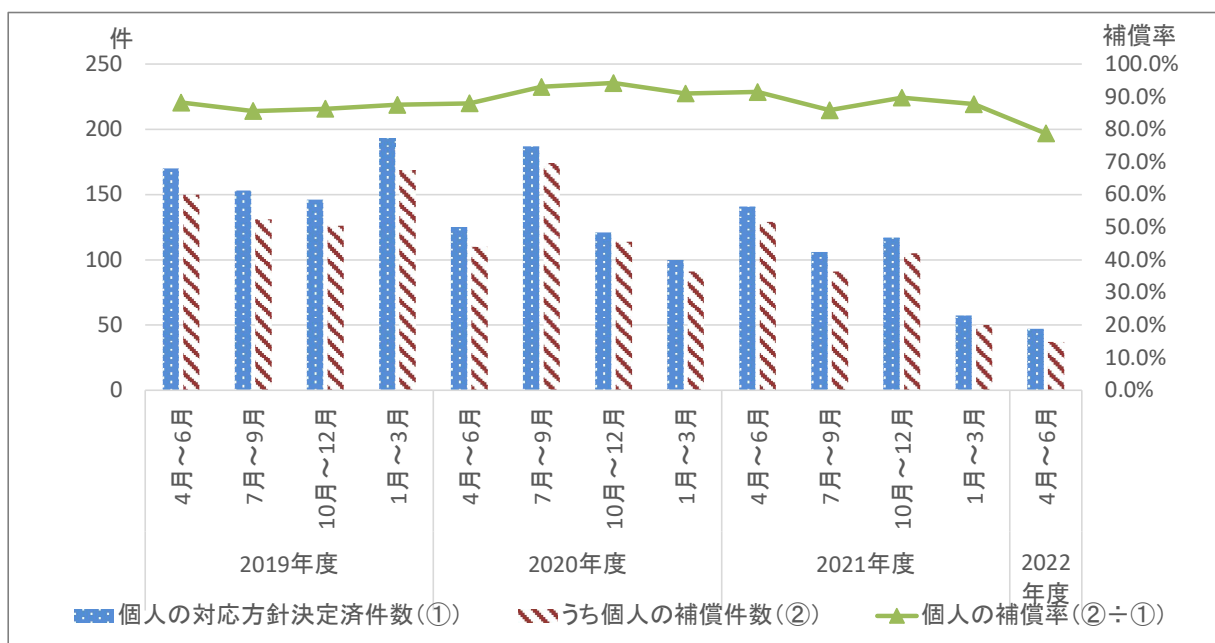


図2:盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上